

水洗便所及び排水設備等の工事について

1. 改造工事について

下水道が供用開始になると、告示された区域内については、下水道法等により次のことが義務づけられます。

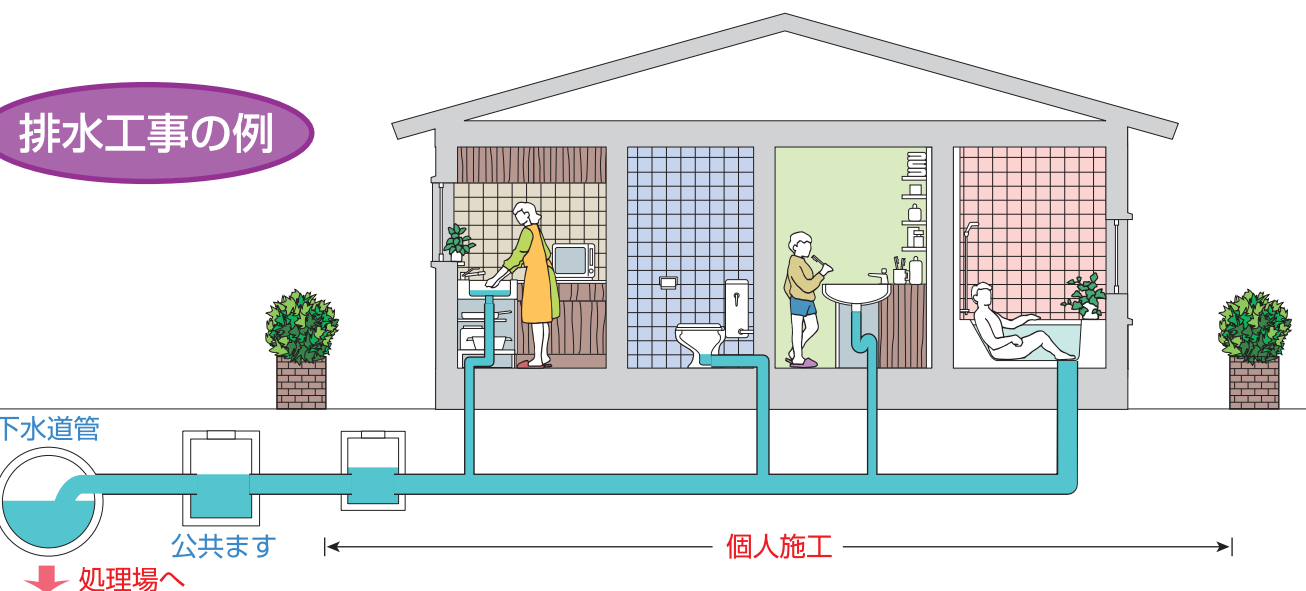
1. 汲み取り便所は、供用開始日から3年以内に水洗便所に改造していただくことになります。
2. 台所、風呂場、その他の生活排水は、下水道本管に接続していただくことになります。

2. 改造工事代金について

改造工事代金は、各家庭の家の構造等によって異なりますが、標準的な工事費は40万円以上かかるとおもわれます。

3. 改造工事をする人は

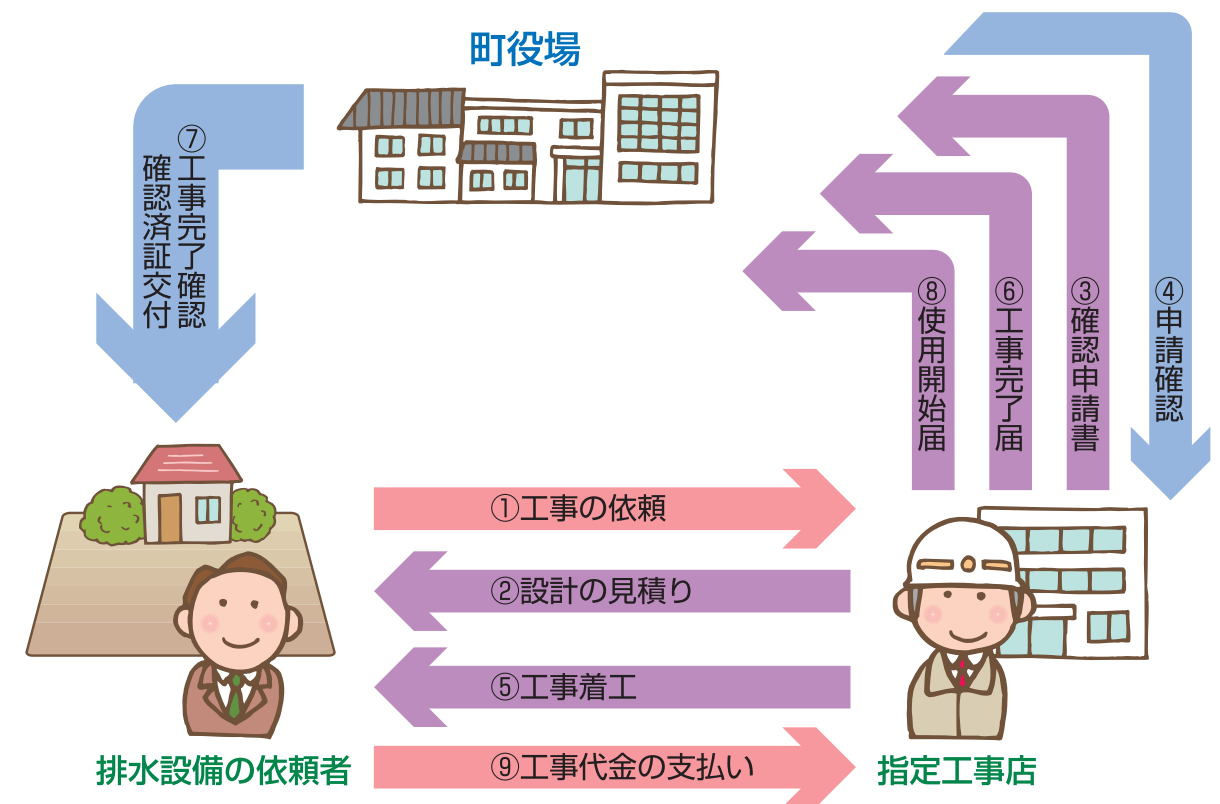
下水道の供用開始に伴う家庭内の排水設備工事は、原則として家屋の所有者の方にしていただくことになります。



4. 排水工事の手順

水洗トイレ等の改造工事については、安心できる工事の施工及び工事価格の適正化を図るために、町が指定した「排水設備指定工事店」が施工し、町が確認をするようになっています。

したがって、みなさまの方で「下水道指定工事店」を選定していただければ、工事に伴う申請書類の作成や届出などの手続きの一切を代行いたします。



さわやか便器のいろいろ

